

# 昇降機検査資格者等の法令遵守と検査実務上の遵守事項

(一般財団法人日本建築設備・昇降機センター発行『昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書』から引用  
ただし、色表示及び太字などの修正は本書編集者が行っています。)

エレベーターは、建築物の縦の交通機関として、日々、多数の人々が利用する重要な建築設備です。また、遊戯施設は、余暇を楽しむためのかけがえのない施設の一つに位置付けられています。いずれも日常の保守点検が欠かせないものであり、昇降機や遊戯施設の多くの利用者が、いつも「安全」にそして「安心」して利用できるよう、定期検査の果たす役割は重要なものといえます。定期検査に従事している資格者は、このことを十分認識し、「安全」、「安心」を確保するための「責任」を果たすことが求められています。そのため、定期検査の実務で、昇降機検査資格者として心得ておくべき事項は、次のとおりです。

## ・昇降機検査資格者等の法令遵守

- (1) 昇降機検査資格者等は、法の規定を遵守し、利用者に「安全」、「安心」を提供することを目的に、誠心誠意、厳格に検査を行うこと。
- (2) 昇降機検査資格者等は、常に専門技術者としての自覚を持って業務の遂行にあたり、常日頃より関連する情報収集を行い、技術の研鑽に努め、昇降機や遊戯施設の安全確保に寄与すること。

## ・検査実務上の遵守事項

- (1) 昇降機検査資格者等は、所有者等に対し検査対象の昇降機や遊戯施設の仕様等について、完成図書等（確認を受けた図書、完成図書、取扱説明書、修繕履歴等）の確認を行うこと。
- (2) 昇降機検査資格者等は、利用者への広報のため、予め検査を実施する日時と検査の概要を所有者等と打合せし、乗り場等に表示すること。
- (3) 昇降機検査資格者等は、前回の検査結果の内容確認及び前回検査以降の不具合箇所の確認と改造・修理箇所を把握しておくこと。
- (4) 定期検査で使用する器具・用具はJIS規格又はこれと同等以上のもの若しくは製造者が仕様を決め検査者に供給するものを正しく使用すること。
- (5) 検査体制は、作業者の安全確保の観点から、昇降機検査資格者等1名と補助者1名の2名以上で検査を行うこと。
- (6) 昇降機検査資格者等は、利用者への広報のため、検査実施中は検査中の表示札を各階乗場等に掲示しておくこと。
- (7) 昇降機検査資格者等は、作業に支障のない服装に心掛け、常に「資格者証」を携帯し、資格者である旨を表す「腕章」を装着して作業にあたること。
- (8) 昇降機検査資格者等は、本基準書の内容を十分に理解し、検査を行った結果を所有者に報告。後日法で定められた報告書等を作成して、所有者等に提出すること。その際、報告書は原則として10日以内に作成するよう心掛けること。なお、報告書の控えを所有者等に提出する場合は、一定期間（おおむね3年間）保管されるよう依頼すること。
- (9) 報告書等の提出部数（写を含む。）は、各特定行政庁の指導により、昇降機や遊戯施設検査関係団体（経由機関）と打合せを行い、関係者の負担を軽減するよう配慮すること。
- (10) 昇降機検査資格者等は前記(8)の報告書に所有者等の押印を受けたものを原則として15日以内に昇降機や遊戯施設検査関係団体を經由して特定行政庁へ報告すること。

(11) 昇降機検査資格者等は所有者等に対し、昇降機や遊戯施設を常時適法な状態に維持するよう助言を行うこと。「要是正の指摘あり」や「要重点点検の指摘あり」の検査結果が生じたときは、その状況を所有者等に報告するとともに、各特定行政庁の指導により速やかに適切な措置を行うこと。

**検査者は、検査の結果と当該昇降機の状況を、所有者等に十分に説明する必要がある。⇒ 説明責任**

(12) 昇降機検査資格者等は、検査報告手続きが完了したとき、昇降機や遊戯施設検査関係団体が発行する、「定期検査報告済証」を受領し、利用者への「安全」、「安心」を提供することを目的に、これを所有者等又は昇降機検査資格者等が当該昇降機や遊戯施設の見やすい場所(箇所)に掲示又は貼付すること。

なお、有効期限の過ぎた報告済証の掲示については、手続き中の面を表示すること。(報告済証の例)を参照

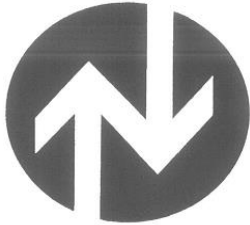
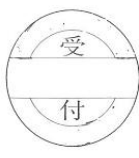
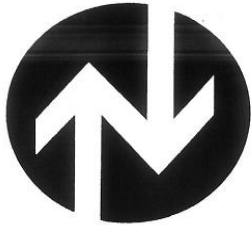
## 定期検査報告済証

(一般財団法人日本建築設備・昇降機センター発行『昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書』から引用ただし、色表示及び太字などの修正は本書編集者が行っています。)

**定期検査報告済証は**、利用者への「安全」、「安心」そして昇降機や遊戯施設への「信頼」を提供するため、全国統一の標準様式として(一財)日本建築設備・昇降機センターが制定したもので、社会的に認知されているものです。

エレベーター等の昇降機や、観覧車等の遊戯施設の安全性の確保のため、建築基準法に基づき、定期的に検査を実施していることを明らかにし、利用者へ「安全」、「安心」を提供するため、エレベーターのかご内や当該遊戯施設の見やすい位置に掲示することとしています。なお、安全である「信頼」の指標として活用されているため、**安全でないものには掲示しない**こととしています。有効期限が明記されているので、予め事務手続き等による遅れが予想される場合は、「手続き中」である旨の表示を行うなどの対応も必要となります。

(報告済証の例)

|   |   |  |
|---|---|--|
| <br><b>定期検査報告手続き中</b><br>報告先<br>検査年月 年 月 号<br>検査資格者 証明書番号 第 号<br>氏 名 | <br><small>本票は建築基準法(第12条第3項)による昇降機等の定期検査報告書を特定行政庁に提出したことを証明致します。</small><br>検査年月日 年 月 日<br>設置場所<br>建物名称<br>機 種 号機<br>用 途<br>協議会 No<br>整理 No<br>会社コード<br>発 行 一般社団法人<br>北関東ブロック昇降機等検査協議会 | <br><b>定期検査報告済証</b><br>報告先<br>有効期限 年 月 号<br>検査資格者 証明書番号 第 号<br>氏 名 |
|---|---|--|

※定期報告書が提出された後、「安全」「安心」な昇降機や遊戯施設であれば、提出先の地域法人から発行されます。